申込みにあたっての注意事項

○ 毎回、無効・失格となる申込みが多数あります。**申込方法、申込資格、入居収入基準等**をよくご確認のうえ、お申込みください。

○ **申込みは、１世帯１件に限ります。**

○ **申込後に申込内容の変更は一切できません。当選後に住宅等の変更は認められません。**

○ 当選された方には、郵送にて必要書類を送付していただきますが、改めて必要書類等のご案内は致しませんので、**この「申込みのしおり」を捨てずに保管してください。**

○ 電子申請で申込されて、しおりをお持ちでない方は、大阪市ホームページから必要書類を印刷して、提出してください。(https：//www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/)

○ **平成28年11月以降に実施した11月募集の申込みは、「11回落選実績保有者向け募集」の申込回数に含まれますので、落選された場合でも、「抽選結果通知票（郵便はがき)」（電子申請の場合はマイページ及び電子メールで通知する「抽選結果通知（落選）を印刷した書面」）は大切に保管してください。**

○ 年齢については､令和８年11月16日 (申込最終日) 現在の満年齢です。申込資格については、申込日（令和８年11月２日～11月16日）現在で確認できなければなりません。

○ 入居までには、書類審査、契約、住宅の補修等を含めまして、**相当の期間を要しますので、あらかじめご承知おきください。**

○ 現在、市営住宅に入居されている方が住宅の狭小などの困窮事由により新たに申込みされ、当選された場合のあっせんは、現住宅の家賃の完納と返還を条件とします。

○ **何の連絡もなく、入居に必要な手続きをされない場合は、入居を辞退されたものとして処理します。**当選後、入居辞退をご希望のときは、必ずご連絡をいただきますようお願いします。辞退後の復活はできませんので、あらかじめご承知おきください。

○ **入居契約手続きを行い、鍵をお渡しするまでの間は、住宅の下見(内覧)はできません。**

○ **市営住宅内では、犬・猫などのペットの飼育はできません。**

○ 住宅以外の用途で使用することは、認められません。

○ 申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合や市営住宅の未納家賃がある場合等は、入居できません。
なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合もしくは入居後に暴力団員になったことが判明した場合、又は市営住宅の未納家賃があること等が判明した場合は、住宅の明渡しの対象となります。

○ **申込みされた市営住宅へ入居した後は､入居者全員が当該住宅に速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に異動してください。**

○ 持ち家の方は、原則として申し込むことができません。ただし、入居契約日までに申込者及び同居する者以外に持ち家を売却される予定等の場合は申し込むことができます。詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。

○ **入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーター等の電気代や共用部分の水道代等）として共益費を負担していただきます。**

申込みの無効・失格について

次のような場合は、申込みを無効とします。
たとえ申込みが受付され、当選されても失格となります。

⑴ **重複して申込みされた場合**
１世帯による２件以上の申込み（記入誤り等による申込書の再送を含む。）、又は同一人が申込者・同居者として複数区分に申込んだ場合、重複申込みとなりすべての申込みが無効となりますのでご注意ください。
（電子申請の場合を含みます。）

⑵ **収入基準を満たさない場合**
たとえ当選されても、「収入証明書」等の書類提出による資格審査の結果、入居収入基準等を満たさない場合、失格となります。
退職を条件として申し込まれる方は、入居契約日までには退職し、証明書を提出していただく必要があります。

⑶ **家族を不自然に分割又は合併した申込みの場合（夫婦の別居等）**

離婚予定では申込みできません。

ただし、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により、被害を受けている方とその子どもから構成される世帯又は単身の方で、その証明を受けられる方が「一般世帯向け」又は「単身者向け」区分の公営住宅・改良住宅に申込みされる場合を除きます。（28ページ参照）
また、離婚訴訟中等の場合には、家族を不自然に分割又は合併した申込みとならない場合がありますので、詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。

⑷ **申込資格がない場合**
申込者本人及び同居する者が市営住宅の未納家賃等がある場合や、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）により退去し、退去した日の翌日から起算して５年を経過していない場合については、申込みができません。
申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合はお申込みが出来ません。
婚約者との構成で申し込まれる方は、当選された場合、婚姻するまでは契約をすることができません。
申込資格のないことが申込受付後に判明した場合は、たとえ当選されても、入居決定を取り消します。

⑸ **申込みされた応募区分の資格を確認できない場合**

⑹ **申込内容の記載事項が事実と相違している場合や、事実であることの確認ができない場合**

⑺ **申込区分等の必要事項が記載されていない場合**

⑻ **申込書に記載した全員が同時に入居できない場合**
当選された場合、**入居予定者の変更**は、出生・死亡等やむをえない理由によるほかは認めません。

⑼ **当該募集の申込書以外で申込まれた場合**

※　なお、入居収入基準を超過していることにより失格となった方等には、別途市営特別賃貸住宅等中堅層向け住宅のご案内をお送りすることがありますので、ご了承ください。